

令和4年第5回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和4年8月29日（月）14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第50号 専決処分について（見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要領の制定について）

議第51号 専決処分について（見附市医療的ケアを必要とする児童に係る保育実施要綱の制定について）

議第52号 専決処分について（見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要領の制定について）

議第53号 見附市妊婦インフルエンザ予防接種助成事業実施要綱の制定について

議第54号 令和4年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について

○出席者（5名）

教 育 長 渡 邊 茂 夫

委 員 小 林 弘 武

委 員 小 倉 美 砂 子

委 員 齋 藤 義 章

委 員 齋 木 可 奈 子

○事務局出席者

教育部長兼教育総務課長	近 藤 芳 生
学校教育課長	佐 藤 昌 弘
こども課長	伴 内 正 美
まちづくり課長	大 野 務
教育総務課主幹兼課長補佐	湊 屋 一 樹
学校教育課長補佐	関 拓 也
こども課長補佐	鈴 木 浩
教育総務課係長	山 谷 一 憲

14時00分開会

教 育 長

只今より、令和4年 第5回見附市教育委員会 定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により齋藤委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項

報告1「令和4年度全国学力・学習状況調査の結果（速報値）について」を学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

今年度の全国学力・学習状況調査結果（速報値）について、ご報告いたします。

小学校では新潟県平均、全国平均と比較し、国語がほぼ同等、算数、理科で下回りました。

中学校では新潟県平均、全国平均と比較し、国語、数学、理科で上回る結果となりました。

これまで学校は、新型コロナウイルス感染症が広がる中、感染防止に努めながら、授業改善に努めてまいりました。中学校では取組の成果が表れてきていると捉えられますが、小学校では取組を結果につなげることができませんでした。今回の結果を真摯に受け止めるとともに、各校での授業改善の取組と正答率との関連について分析を行い、具体的な授業改善の取組を推進していくよう働きかけていきたいと考えています。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、質問ございませんか。

小 林 委 員

平均を下回る結果は初めて見た気がします。今まで見附市の結果は平均より良い状態が続いてきたと認識しています。今後、原因を追究して対策していく必要はあると思います。

学校教育課長

学校での分析を踏まえ、市教委としても支援の仕方を考えていきたいと思っています。

齋 藤 委 員

今回の結果のマイナス要因は推測できるのでしょうか。

学校教育課長

見附市の学習状況調査の大まかな結果は出ていますが、まだ精査はしていません。例えば「国語の勉強が好きか」を問う設問の場合、小学校も中学校も「好き」と答える割合は高いのですが、「算数の勉強は好きか」を問う設問の場合、小学校は低くなっています。中学校も低いのですが、成績は平均より高くなっています。まだ分析しきれいていませんが、教科の好き・嫌いと成績は関連があると思います。授業については、小学校の理科のテストでは、問題を見つけて、そのためにどんな実験をするかや、考えの妥当性を検討するような問題の場合、普段からそのような授業を充分に実施できていないのではないか、という課題も見えてきていますので、授業改善を図り、子どもたちがその教科に興味関心を持ちながら、自ら学んでいく力を付けていく必要があると捉えています。

齋 藤 委 員

私もその辺りがポイントと思っています。

この県内結果について、7月にマスコミの報道があったが「一部の教科を除いて全国平均を下回った」と紹介されていました。今まで見附市の結果は概ね、全国平均もしくはそれを上回るという結果が続いてきたと感じているが、今回の結果には少しショックを受けました。新学習指導要領の「問題解決的な学習」や「友達と交流しながら考えを深めていく」という部分の力が少し足りないのではないかと感じました。

私は、「算数が好きか」や「家でどのくらい勉強しているか」「本をどのくらい読んでいるか」などの質問について、見附の子どもたちの現状を知りたいと思っています。その結果と見比べながら、原因を考えていく必要があるのではないかと考えています。そうすることで、「問題解決的な学習」や「友達と交流しながら考えを深めていく」ことがどのくらいできているかが見えてくるのではないかと思います。開示できない部分もあると思いますが、今後はこれらの結果も見せていただければありがたいです。

教 育 長

ほかにご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告2「わくわく体験塾について」を学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

「わくわく体験塾」について、ご報告します。

わくわく体験塾は、平成17年度から実施し、学校・行政だけでなく、市内で活動している市民団体・個人も講座の開設と運営に参加していただき、今年で17回目となります。新型コロナウイルスの感染症の影響により中止した講座もありましたが、新しい生活様式を踏まえた形で感染対策を講じ実施することができました。

今年度は、総講座数135講座、参加者数は2051人となり昨年度を上回りました。

今年度も講座開設者の皆様のご協力により、子どもたちにわくわく・ドキドキする体験教室を提供することができました。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、質問ございませんか。

齋 木 委 員

夏休み近くになると、子どもたちから「この講座に参加するんだよ」などの声が聞こえてきます。講座に参加することで、様々な体験ができるので、子どもたちにとっても良い事業だと思っています。

参加申し込みの抽選について、例えば5講座申し込んで全て当選した子どもと、5講座申し込んで全て外れてしまった子どもがいた場合、不公平感を感じますが、抽選だから仕方ないのでしょうか。

学校教育課長

人気講座については、そのような残念な結果になったというケースを聞いています。できるだけバランスよく参加できれば良いのですが、今のところ抽選方式で行っていますので、どうしてもこのようなケースが出てしまいます。今後、定員を含めてどのような方法が良いのかを検討したいと考えています。

齋 木 委 員

一方で、主催者側が「もっと参加者が集まって欲しい」というケースも聞いています。人気講座に申し込みが集中することは分かりますが、講座申し込み数のバランスというか、周知方法やアナウンスなど何か対策があると良いと感じます。

学校教育課長

しっかりと伝わるような周知方法を考えていきたいと思っています。

教 育 長

ほかにご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告3「新型コロナウイルス感染症の状況について」を学校教育課長、こども課長より説明願います。

学校教育課長

「新型コロナウイルス感染症について」ご報告します。

小学校・中学校の陽性者数が増加してきた、6月からの人数を報告いたします。

小学生の感染者数は6月13人、7月62人、8月101人。中学生の感染者数は6月0人、7月13人、8月38人でした。教職員の感染者数は小中学校合わせて30人いました。臨時休校、学年閉鎖は0校、学級閉鎖は2校でした。

夏季休業中は、わくわく体験塾や部活動など子どもたちが交流する場があり、陽性者が出た場合などは、関係者から協力してもらいながら、その都度濃厚接触者がいないか丁寧に確認し、感染が広がらないように努めてまいりました。

感染が収束しないまま2学期が始まりましたが、引き続き、基本的な感染防止に努めるとともに、感染状況を注視しながら教育活動を進めてまいります。

学校関係の状況については、以上です。

こども課長

こども課関係の状況についてご説明いたします。

本日は、6月以降の状況について報告させていただきます。

6月は比較的、落ち着いている状況でありましたが、7月中旬以降は複数の園において感染者の発生報告がありました。

7月下旬以降は、さらに感染者報告が相次いでいる状況であります。

保育現場では、熱中症対策を重視し、国からの通知によりマスクを外す対応をとっているところに感染者が発生すると、状況に応じてまわりの園児や職員を濃厚接触者に特定せざるを得なくなり、自宅待機とした園や、私立園のなかには濃厚接触者でなくても登園自粛をお願いしたケースがありました。

なお、公立保育園につきましては、6月から本日までにおいて、感染者の発生により、休園措置をとった公立保育園はありませんでした。

6月から8月の約3か月間でのいわゆる第7波の期間で、市内全園において園児100人、職員40人を超える感染報告がありました。

感染しても報告がないケースもあると思われるので、実感染者はもう少し多いのではないかと考えられます。

また、放課後児童クラブにつきましては、小学生の感染状況に連動する状況です。2学期が始まりましたので、感染報告があった場合には、児童クラブの運営者と連携し適切に対応していきたいと考えています。

今後もしできる限りの感染対策を講じ、施設内での感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告4「教育委員会の点検と評価の市議会への報告について」を教育部長より説明願います。

教育部長兼教育総務課長

「教育委員会の点検と評価の市議会への報告について」ご報告します。

教育委員会の点検及び評価は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会が行う事務・事業の管理及び執行の状況について点検と評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出すると共に、公表しなければならないとされています。

今年の第三者評価委員会は、8月4日に委員会を開催し、「教育委員会の点検及び評価」の報告書を作成、市議会へ8月19日に提出しました。

基本理念であります、「ふるさと見附を愛する子どもたちの育成を目指します」「世に役立つことを喜びとする子どもの育成を目指します」の下、4つの基本施策、そのもとに推進する9つの主要施策と、31の主要事業に分類され、各種具体事業が実施されています。

主要施策のもとに推進する主要事業の中から、当該年度に実施した具体事業を点検評価の対象としています。

本日は個々の内容についての説明は省略させていただきますが、施策・事業の目的や目標、執行の状況及び成果、今後の方針等、第三者評価委員からの意見を掲載しています。

以上であります。

教 育 長

只今の報告に対して、質問ございませんか。

齋 藤 委 員

以前は、A評価が多かった気がしますが、今回はA評価が1つで、あとはB評価になっています。例えば、「教職員の資質および指導力の向上」はB評価になっていますが、適切に実施していたと思いますので、A評価でも良いのではないかと感じます。もちろんこれが「現場にどう浸透しているか」や「実際に子どもがどう成長

しているか」の問題はあると思いますが、B評価が多くなった理由が分かれば聞かせてください。

教 育 長

評価基準をご覧いただくと、A評価は「著しい成果が得られた」、B評価は「ほぼ想定通りの成果が得られた」となっており、この基準をもとに各課で評価しています。齋藤委員のご意見は嬉しいのですが、各課でしっかりと自己評価をしたということで、ご理解いただければと思います。

小 倉 委 員

主要施策9つのうち、何も選択されていない項目があったり、選択されている項目があったりバラツキがありますが、何も選択されていない主要施策に関しては、点検が必要ないということでしょうか。主要施策ということは、事業成果が良かったとしても、毎回点検していく必要があると思います。点検項目がどのようにして行われているのかについて聞かせてください。

教育総務課主幹兼課長補佐

毎年9から10の具体事業を評価し、概ね3年で9つの施策を網羅できるように評価を行っています。今回のように多少バラツキが出る年度もあります。

小 倉 委 員

施策に対してではなく、ひとつひとつの事業に対して評価を行うということでしょうか。

教育総務課主幹兼課長補佐

シートは個別の事業で見っていますが、その事業がどの施策に入っているか、ということになります。

齋 藤 委 員

3年に1回評価することの意味が分からない。学校や保育園などの現場は、全て

の項目について1年ごとに評価を行うのだと思います。なのに、なぜ教育委員会は3年に1回の評価で良いのか理解できない。おそらく、数が多すぎて一度に評価できないということはあると思いますが、3年に1回とはどういう意味なのでしょう

教育総務課主幹兼課長補佐

齋藤委員のご意見のとおり、毎年評価を行うと膨大な量になってしまいますので、概ね3年かけて全体を網羅していくということです。具体的に事業そのものを見ていただき、外部の委員にも評価していただくために、施策のレベルではなく、個別の事業を見ていただくということで、見附市の点検と評価は組み立てているということです。

他市の点検と評価を見ると非常に膨大な量になっていますが、施策など難しい内容が出てくると戸惑いもあると思います。見附市としては、そういうことを避けたいということで、ひとつひとつの事業で評価していきたいと考えています。

教 育 長

ほかにご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項を終了いたします。

教 育 長

日程第3、議第50号「専決処分について（見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要領の制定について）」を議題といたします。

こども課長より説明願います。

こども課長

議第50号「専決処分について」説明させていただきます。

専決第15号「見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要領」を制定しましたので、ご承認をお願いするものです。

当該要領の制定の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、失業や収入減少の中で食費等の物価高騰等の影響を受け、低所得のひとり親世帯の家計は悪化していることから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業に関し、令和4年5月24日付けの厚生労働省通知に基づき、必要事項を定めたものでございます。

制定内容についてですが、第2条に支給要件として対象者を定めております。

概要を説明させていただきますが、対象者につきましては、申請不要の方と申請必要な方がいます。まず申請不要の方ですが、令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方であります。

次に、申請が必要な方ですが、公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方、並びに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方であります。

支給額につきましては、第3条に規定されていますが、児童一人につき5万円を支給するものであります。

附則におきまして、この要領は公布の日から施行するものと定めるものでございます。

なお、事業費につきましては、第3回定例会にて承認をいただいております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第51号「専決処分について（見附市医療的ケアを必要とする児童に係る保育実施要綱の制定について）」を議題といたします。

こども課長より説明願います。

こども課長

議第51号「専決処分について」説明させていただきます。

専決第16号「見附市医療的ケアを必要とする児童に係る保育実施要綱」を制定しましたので、ご承認をお願いするものです。

まず、はじめに当該要綱の制定の理由でございますが、医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるようにすることを目的に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年6月18日に公布され、同年9月18日に施行されました。

このことにより、保育所等にて集団での保育が可能な医療的ケア児を受け入れ、健康で安全な生活を送るための医療的ケアを実施するにあたり、必要な事項を定め

るものであります。

次に、条文について説明します。

第1条は、本要綱の趣旨について、第2条は、医療的ケアの定義並びに医療的ケアの種別及び内容について、第3条は実施主体について定めています。

第4条は対象児童について、第5条は看護師等の職務について、第6条は担当保育士等の職務について定めています。

第7条は、医療的ケアの実施の検討をするための検討会議について、第8条は保育の環境整備についてを定めています。

第9条から13条については、医療的ケアの実施についての手続き関係並びに実施連絡体制等を定めています。

第14条において、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるとしています。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものとしています。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小 林 委 員

医療的ケアというのは、具体的にどのようなことを指すのでしょうか。

こども課長

配布資料14ページをご覧くださいますと、種別や内容が記載されています。このような医療的ケアを必要とするお子さんが、保育園に入園の希望をされた場合に対応するため、規定を設けさせていただきました。

教 育 長

ほかにご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第52号「専決処分について（見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要領の制定について）」を議題といたします。

こども課長より説明願います。

こども課長

議第52号「専決処分について」説明させていただきます。

専決第17号「見附市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要領」を制定しましたのでご承認をお願いするものです。

当該要領の制定の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、失業や収入減少の中で食費等の物価高騰等の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計は悪化していることから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を除く子育て世帯を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業に関

し、令和4年6月13日付けの厚生労働省通知に基づき、必要事項を定めたものでございます。

制定内容についてですが、第2条に支給要件として対象者を定めております。

概要を説明させていただきますが、対象者につきましては、申請不要の方と申請必要な方がいます。まず申請不要の方ですが、令和4年4月分の児童手当を受給している方または特別児童扶養手当を受給している住民税が非課税の方です。なお、このケースの場合においても公務員については申請を必要とします。

次に、申請が必要な方ですが、令和4年5月から令和5年3月のいずれかの月から、児童手当または特別児童扶養手当の新規受給資格または増額改定の認定を受けた方、並びに、児童手当、特別児童扶養手当を受給していない方で、高校生相当（平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれ）の子どもを養育する住民税が非課税の方及び新型コロナウイルス感染症の影響で今年1月以降に家計が急変し住民税が非課税相当となった方であります。

なお、専決第15号で承認をいただきましたひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金と重複して受給することはできません。

支給額につきましては、第3条に規定されていますが、児童一人につき5万円を支給するものであります。

附則におきまして、この要領は令和4年6月13日から施行するものと定めるものでございます。

なお、事業費につきましては、第3回定例会にて承認をいただいております。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

教 育 長

次に、議第53号「見附市妊婦インフルエンザ予防接種助成事業実施要綱の制定について」を議題といたします。

こども課長より説明願います。

こども課長

議第53号「見附市妊婦インフルエンザ予防接種助成事業実施要綱の制定について」説明させていただきます。

はじめに要綱制定の理由についてであります。妊婦のインフルエンザの発病や重症化を予防しインフルエンザのまん延を防ぐため、妊婦インフルエンザ予防接種を受けやすいよう接種費用の一部を助成するものであります。妊婦1人につき、1年度に1回、千円を限度に助成金を支給するものであります。

次に条文について説明します。

第1条は、本要綱の趣旨について、第2条は対象者について、第3条は助成対象となる予防接種についてを定めています。

第4条は、助成金及び助成回数について、第5条は助成金の交付についてを定めています。

第6条は、不当利得の返還について、第7条は、その他としまして、この要綱に

定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとしています。

附則におきまして、施行期日を令和4年10月1日から施行するものとし、本要綱の制定により、見附市妊婦インフルエンザ予防接種助成事業実施要領を廃止するものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定されました。

教 育 長

次に、議第54号「令和4年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題といたします。

こども課長、教育部長から説明願います。

こども課長

議第54号「令和4年度見附市一般会計補正予算（見積書）」のうち、こども課関係予算の原案について説明させていただきます。

3款2項1目、児童福祉総務費 放課後児童健全育成事業の9万7千円の増額につきましては、放課後児童クラブの物価高騰対策として、光熱費の支援をするもの

です。12か所ある放課後児童クラブのうち、クラブが光熱費を負担している3施設について、定員区分に応じた委託料の増額補正をお願いするものです。

3款2項1目、児童福祉総務費 子どもの居場所整備事業4, 150万円の増額につきましては、現在、整備を検討中の旧ツタヤの建物を利用した子どもの居場所整備工事費について、物価高騰等の影響により当初予算では不足となりましたので、建築工事費に係る物価上昇分（20%）の増額補正をお願いするものです。

3款2項2目、児童措置費 私立保育所運営事業75万円の増額につきましては、私立保育園4園の物価高騰対策として、光熱費の支援をするものであり、定員区分に応じた補助金の増額補正をお願いするものです。

3款2項2目、児童措置費 認定こども園・小規模保育施設運営事業205万円の増額につきましては、認定こども園5園、小規模保育施設1園、企業主導型保育施設2園の物価高騰対策として、光熱費の支援をするものであり、定員区分に応じた補助金の増額補正をお願いするものです。

3款2項3目、児童福祉施設費 へき地保育所運営事業40万円の増額につきましては、へき地保育所4園の物価高騰対策として、光熱費の支援をするものであり、定員区分に応じた委託料の増額補正をお願いするものです。

これら放課後児童クラブ並びに保育施設への光熱費の支援は、物価高騰により子どもたちの良好な保育環境が損なわれることがないように、子育て支援の観点から、市が施設に対して支援することで保育環境の維持を図るものであります。

以上でございます。

教育部長兼教育総務課長

続きまして、教育総務課関係予算について、説明します。

10款2項1目、小学校施設管理費1, 781万8千円の増額であります。1つ目が「田井小学校 部位改修工事」の990万円の増額を行うものです。当該工

事に着手したところ、体育館屋上防水シート下地コンクリートにクラックが確認されたため、体育館アリーナ屋根防水改修工事の増工を行うものです。

2つ目が「物価の高騰による光熱費」として750万円を増額するものです。

3つ目が「名木野小学校ファンヒーター借上料」41万8千円を増額するものです。普通教室棟のボイラー老朽化により運転不可となったため、ファンヒーターを借り上げるものです。

10款4項1目、特別支援学校費の57万円の増額であります、「物価の高騰による光熱費」によるものです。

10款5項3目、図書館施設管理費の105万6千円の増額であります、新型コロナウイルス感染対策として、図書館に図書除菌機を導入し、利用者に安心して利用していただけるようにするものです。

10款5項4目、民族文化資料館費の283万5千円の増額であります、年度途中に採用された会計年度任用職員の報酬・手当を増額するものと、民俗資料収蔵庫の賃貸借契約終了に伴う廃材等の処分費を計上したものです。

10款6項4目、給食センター運営費の149万9千円の増額であります、会計年度任用職員の産前産後休暇に伴う、代替え職員の人件費、社会保険料を増額するものと、給食センター排水処理施設の処理槽の修繕費を計上したものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

小 林 委 員

図書館のコロナ対策「図書滅菌機」は、どのような機械ですか。

教育部長兼教育総務課長

分かりやすいイメージは、ブルーライトの殺菌機をよく見かけるとは思います。

同様に図書に光を当てて殺菌を行うタイプの機械です。利用者が自分で本を滅菌機に入れて使っていただくものです。

齋木委員

名木野小学校のファンヒーター借り上げについてですが、昨年同様の対応内容ということでしょうか。

教育部長兼教育総務課長

学校長寿命化計画で名木野小学校は、2年後に長寿命化改良工事を予定しています。その前に多額の費用をかけてボイラー修繕しても、改良工事でボイラーを取り外すことになり、費用の無駄が生じます。また、昨年度ファンヒーターの対応では、学校から比較的暖かかったという意見も聞いているので、今年度につきましても臨時的にファンヒーターで対応いただきたいと思います。

齋木委員

ファンヒーター対応についての保護者へ周知は、寒くなってからではなく、早い段階で行っていただけると、不安や心配が和らぐと思います。昨年度は、急な周知でしたので、驚きと不安がありました。

教育部長兼教育総務課長

適切な時期に周知したいと思います。

教育総務課主幹兼課長補佐

昨年度は市としても、ファンヒーターでは教室が寒いのではないかと心配しましたが、普通教室に設置してあるエアコンは暖房も使えるため、エアコンの補助としてファンヒーターを使用することで、学校からも「十分に暖かかった」「心配したほどではなかった」という感想をもらっています。

齋木委員

「去年も大丈夫だった」ということも含めて、保護者には早めに周知していただ

くと、安心できると思います。

教 育 長

ほかにご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定されました。

教 育 長

以上で、本日提出されました議題の審議は、全て終了しました。

これにて令和4年第5回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時55分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び
議事録署名委員ここに署名する。

教育長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

齋藤 義章